

南佐渡クリーンセンター公害防止協議会次第

と き：平成 31 年 2 月 14 日（木）午後 3 時から

ところ：小木行政サービスセンター 1 階会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 座長の選出について

(2) 平成 29 年度ごみの搬入状況及び平成 30 年度水質検査結果について

ア 平成 29 年度ごみ搬入実績について

イ 平成 29 年度南佐渡一般廃棄物最終処分場の埋立実績について

ウ 平成 30 年度南佐渡一般廃棄物最終処分場の水質検査結果について

エ 平成 30 年度南佐渡一般廃棄物最終処分場の放射性物質濃度等の測定結果について

オ 平成 30 年度南佐渡一般廃棄物最終処分場の修繕について

(3) 平成 31 年度以降の運営方針について

(4) その他

3 閉 会

ごみ搬入実績表

(平成25～29年度)

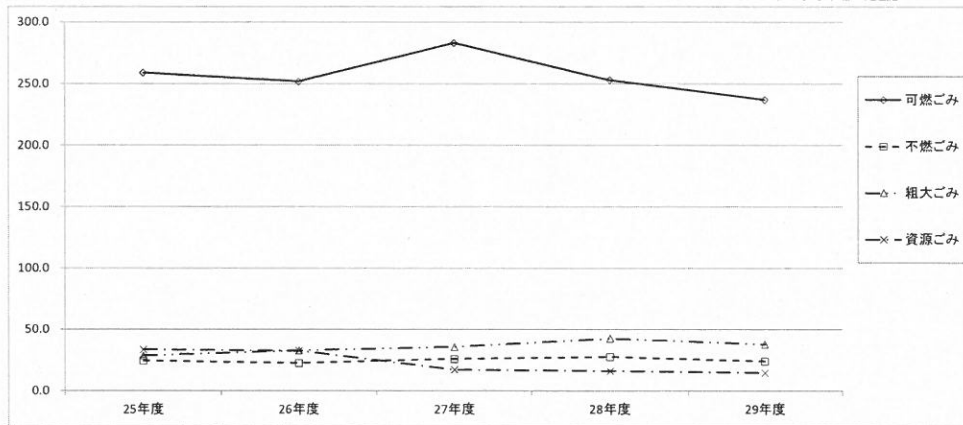
○ 南佐渡クリーンセンター管内

(単位：t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	乾電池	集団回収(古紙)	小型家電	計
25年度	258.9	24.4	28.7	33.5	2.1	2.5	193.1	—	543.2
26年度	251.7	22.6	32.9	32.7	2.5	3.5	183.6	—	529.3
27年度	283.0	26.0	35.7	17.2	2.5	2.5	192.1	2.3	561.3
28年度	252.9	27.7	42.6	16.1	1.3	2.4	177.3	0.0	520.3
29年度	236.9	24.0	37.9	14.6	1.0	2.6	181.8	0.0	498.8
対前年比	93.67%	86.64%	88.97%	90.62%	77.52%	107.11%	102.54%		95.86%

*資源ごみには缶・びん・ペットボトル・廃プラを含む。

平成25年度～平成29年度 年度別ごみの搬入量グラフ (南佐渡クリーンセンター)



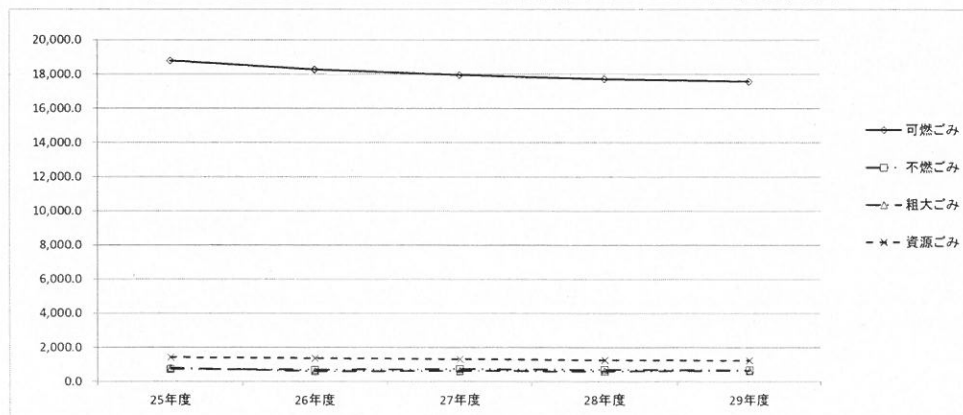
○ 佐渡市全体

(単位：t)

年度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	乾電池	集団回収(古紙)	小型家電	計
25年度	18,789.6	741.4	795.0	1,428.9	7.4	22.0	1,564.9		23,349.2
26年度	18,269.0	689.1	609.3	1,371.0	8.7	23.4	1,492.6	62.7	22,525.8
27年度	17,952.0	738.4	616.3	1,305.3	9.3	23.8	1,437.2	72.6	22,154.9
28年度	17,711.6	699.2	612.2	1,257.0	7.7	22.1	1,369.2	66.8	21,745.8
29年度	17,569.3	687.0	631.5	1,236.4	5.9	20.9	1,329.2	65.4	21,545.6
対前年比	99.20%	98.26%	103.15%	98.36%	76.62%	94.66%	97.08%	97.90%	99.08%

*資源ごみには缶・びん・ペットボトル・廃プラを含む。

平成25年度～平成29年度 年度別ごみの搬入量グラフ (佐渡市全体)



○ 佐 渡 市 一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場 の 状 況 に つ い て

区分	真野クリーンパーク				南佐渡一般廃棄物最終処分場				合 計			
	埋立容量 46,752m ³ 既存物理埋立量 20,147m ³ 新規埋立容量 26,605m ³				埋立容量 47,880m ³							
区分	埋立量 (m ³)	覆土 (m ³)	合計 (m ³)	残容量 (m ³)	埋立量 (m ³)	覆土 (m ³)	合計 (m ³)	残容量 (m ³)	埋立量 (m ³)	覆土 (m ³)	合計 (m ³)	残容量 (m ³)
平成8年度					1,351.0	372.0	1,723.0	46,157.0	1,351.0	372.0	1,723.0	46,157.0
平成9年度					1,526.0	1,050.0	2,576.0	43,581.0	1,526.0	1,050.0	2,576.0	43,581.0
平成10年度					1,502.0	1,162.0	2,664.0	40,917.0	1,502.0	1,162.0	2,664.0	40,917.0
平成11年度					1,431.0	95.0	1,526.0	39,391.0	1,431.0	95.0	1,526.0	39,391.0
平成12年度					1,404.0	10.0	1,414.0	37,977.0	1,404.0	10.0	1,414.0	37,977.0
平成13年度					1,048.0	200.0	1,248.0	36,729.0	1,048.0	200.0	1,248.0	36,729.0
平成14年度	20,147.0		20,147.0	26,605.0	977.8	0.0	977.8	35,751.2	21,124.8	0.0	21,124.8	62,356.2
平成15年度	949.5	760.0	1,709.5	24,895.5	831.0	0.0	831.0	34,920.2	1,780.5	760.0	2,540.5	59,815.7
平成16年度	897.5	920.0	1,817.5	23,078.0	707.7	150.0	857.7	34,062.5	1,605.2	1,070.0	2,675.2	57,140.5
平成17年度	925.2	1,100.0	2,025.2	21,052.8	655.7	165.0	820.7	33,241.8	1,580.9	1,265.0	2,845.9	54,294.6
平成18年度	972.6	888.0	1,860.6	19,192.2	469.7	174.0	643.7	32,598.1	1,442.3	1,062.0	2,504.3	51,790.3
平成19年度	792.7	700.0	1,492.7	17,699.5	2,310.2	566.0	2,876.2	29,721.9	3,102.9	1,266.0	4,368.9	47,421.4
平成20年度	707.6	750.0	1,457.6	16,241.9	4,681.3	1,947.0	6,628.3	23,093.6	5,388.9	2,697.0	8,085.9	39,335.5
平成21年度	749.4	750.0	1,499.4	14,742.5	1,041.9	500.0	1,541.9	21,551.7	1,791.3	1,250.0	3,041.3	36,294.2
平成22年度	584.1	700.0	1,284.1	13,458.4	2,250.8	1,450.0	3,700.8	17,850.9	2,834.9	2,150.0	4,984.9	31,309.3
平成23年度	582.5	700.0	1,282.5	12,175.9	954.4	1,067.0	2,021.4	15,829.5	1,536.9	1,767.0	3,303.9	28,005.4
平成24年度	688.7	1,025.0	1,713.7	10,462.2	726.0	546.9	1,272.9	31,806.0	1,414.7	1,571.9	2,986.6	42,268.2
平成25年度	678.3	705.0	1,383.3	9,078.9	488.3	435.8	924.1	30,881.9	1,166.6	1,140.8	2,307.4	39,960.8
平成26年度	678.6	300.0	978.6	8,100.3	552.0	298.3	850.3	30,031.6	1,230.6	598.3	1,828.9	38,131.9
平成27年度	577.4	0.0	577.4	8,927.4	485.8	435.7	921.5	29,110.1	1,063.2	435.7	1,498.9	38,037.5
平成28年度	617.5	1,840.0	2,457.5	6,469.9	496.5	879.8	1,376.3	27,733.8	1,114.0	2,719.8	3,833.8	34,203.7
平成29年度	649.3	0.0	649.3	5,820.6	332.5	436.2	768.7	26,965.1	981.8	436.2	1,418.0	32,785.7
合 計			42,335.9				38,164.3				80,500.2	

(計画埋立期間：平成29年度まで)

(計画埋立期間：平成40年度まで)

(平成24、27年度残容量は、測量による精査)

※残容量は、最終覆土を含む。

南佐渡一般廃棄物最終処分場《年度別水質検査結果》

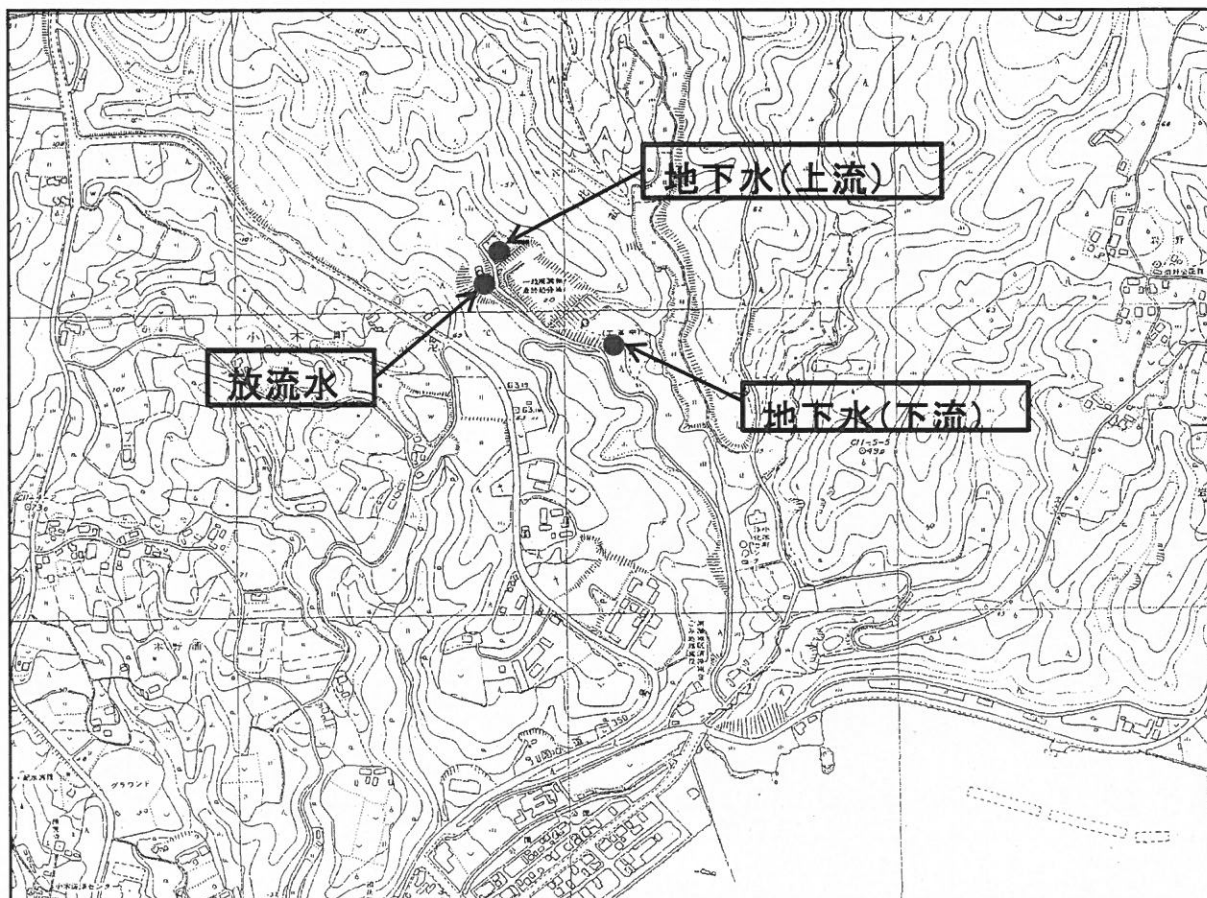
検査機関：新潟県環境衛生研究所

測定項目：ダイオキシン類濃度

年度	採取場所 (毒性等量 単位: pg-TEQ/l)			適否	採取日
	放流水	地下水(上流)	地下水(下流)		
20	0.0006	0.00046	0.12	適	H20.10.28
21	0.015	0.000011	0.02	適	H21.11.24
22	0	0	0.064	適	H22.11.24
23	0	0	0.039	適	H23.11.8
24	0.012	0.0021	0.11	適	H24.11.7
25	0.00019	0.0035	0.023	適	H25.11.7
26	0.042	0.0035	0.03	適	H26.11.17
27	0.072	0.00026	0.073	適	H27.11.12
28	0.059	0.00015	0.061	適	H28.11.21
29	0.0031	0.00012	0.0075	適	H29.11.21
30	0.000027	0.00034	0.0054	適	H30.11.20
	10以下	1以下	1以下		基準値

※1pg (ピコグラム) は1兆分の1g

採取地点図



南佐渡一般廃棄物最終処分場《放流水測定検査結果》

検査機関：新潟県環境衛生研究所

測定項目：南佐渡一般廃棄物最終処分場放流水

採取年月日：平成30年12月6日

検査項目	単位	検査結果	一般廃棄物最終処分場・排水基準値	検査方法
採取時刻	時：分	9:15	***	***
天候	***	曇り	***	***
気温	℃	9.0	***	***
水温	℃	15.5	***	***
透視度※	度	50.0以上	***	JIS k 0102 9
PH	***	8.0(19℃)	5.8～8.6	JIS k 0102 12.1
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.5	60	JIS k 0102 21
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	3.3	90	JIS k 0102 17
浮遊物質(SS)	mg/l	4	60	環告第59号(昭和46年)付表9
大腸菌群数※	個/1ml	30未満	3000	厚生省・建設省令第1号 別表第1
全窒素	mg/l	0.8	120	JIS k 0102 45.2
塩化物イオン	mg/l	170	水道法 200以下	下水試験方法 2.2.31.1
※印の検査項目及び検査方法が「***」の検査項目は計量証明対象範囲以外				

南佐渡一般廃棄物最終処分場の放射性物質濃度等の測定結果

1 放流水の放射性物質

放射性セシウムは検出されませんでした。

採取日	測定結果		
	セシウム134	セシウム137	セシウム合計
平成30年6月20日	検出しない	検出しない	—
平成30年9月3日	検出しない	検出しない	—
平成30年12月6日	検出しない	検出しない	—

※測定機関：一般財団法人新潟県環境衛生研究所

※測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線測定

※「検出しない」とは、測定対象の核種ごとに定量下限値未満であることを示します。

※測定単位は「ベクレル毎リットル」です。

2 敷地境界の空間放射線量率

測定結果は、通常の測定値（1時間当たり0.016～0.16マイクロシーベルト）の範囲内でした。

（単位：マイクロシーベルト毎時）

測定日	測定結果
平成30年6月20日	0.06～0.09
平成30年9月30日	0.06～0.08
平成30年12月6日	0.06～0.08

※測定機関：佐渡市

※測定方法：シンチレーション式サーベイメータにより、施設の敷地境界4地点の地上1mの高さで測定
（測定結果は4地点の最小値と最大値）

※上記は、土壌中に存在する天然の放射性物質が発する放射線や、宇宙から飛来する放射線等も含んだ測定値です。原発事故による放射線だけではないことにご留意ください。

※測定に使用した「サーベイメータ」とは、簡便な測定を目的とした小型の放射線測定器であり、モニタリングポストの測定値に対し、3割程度高めになる傾向があります。

平成30年度 南佐渡一般廃棄物最終処分場 主な修繕内容

修 繕 名	佐環南廃第30-6号 凝集沈殿槽汚泥掻寄機取替修繕
業 者 名	株式会社 イーエスプランニング
金 額	¥6,156,000.-
施 工 期 間	平成30年8月28日から平成30年11月16日
修 繕 内 容	凝集沈殿槽に設置されている汚泥掻寄機は、平成8年の許容開始から22年を経過し、経年劣化による老朽化が進み、浸出水処理に悪影響を及ぼす恐れがあることから更新するもの。

修 繕 名	佐環南廃第30-8号 流量調整槽防食補修
業 者 名	株式会社 柳原環境
金 額	¥16,416,000.-
施 工 期 間	平成30年8月28日から平成30年12月12日
修 繕 内 容	水槽内コンクリート躯体の腐食箇所の補修及び水槽内の配管類を交換するもの。

○佐渡市南佐渡クリーンセンター公害防止協議会開催要綱

平成26年4月1日

告示第95号

(趣旨)

第1条 この告示は、南佐渡クリーンセンター(以下「センター」という。)施設に関する公害を防止するため、佐渡市南佐渡クリーンセンター公害防止協議会(以下「協議会」という。)を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) センター施設の適正な運営に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、おおむね7人程度協議会への参加を求めるものとする。

- (1) センター周辺に居住する住民
- (2) 学識経験又は知識を有する者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、協議会の開催通知、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、環境対策課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。